平成２２年（フ）第５３９１号
大阪市平野区長吉長原東２丁目７番13―1117号
債務者　西山　磯明
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５２５号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番38―610号
債務者　髙野　周一
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６７５号
大阪市鶴見区今津中３丁目６番27―910号
債務者　川向　　稔
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７０２号
大阪府守口市寺方錦通３―11―10―101、住民票上の住所大阪市鶴見区茨田大宮２丁目３番20号
債務者　柳楽　和子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７２０号
大阪府東大阪市上小阪３丁目５番４―513号市営宝持西住宅５階113号
債務者　草野　博昭
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７５７号
大阪市此花区酉島４丁目１番20―2503号
債務者　加納　菜々
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７５８号
大阪府寝屋川市黒原橘町６番10号
債務者　奥野　栄司（旧姓寺本）
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７９２号
大阪市城東区永田１丁目２番37号トミィーハイツ403号室
債務者　菊澤　佳世
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８３２号
大阪市浪速区大国１丁目７番５号太陽コーポ301号
債務者　谷口　幸平
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８９３号
大阪府守口市梶町４丁目59―６ハイビス梶町202、住民票上の住所奈良市六条西３丁目17番14―６号
債務者　藤岡　信次
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９３７号
大阪市東淀川区柴島２丁目22番16号　ミニョンメゾン101号
債務者　平田由紀子（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９５０号
大阪府高槻市大蔵司１丁目７番４号　４棟409号
債務者　岩村　香美
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９６０号
大阪市城東区放出西１丁目２番59―813号
債務者　長谷川智枝
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９９７号
大阪市平野区加美北６丁目４番９号佐々木方
債務者　山口　千里
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６００１号
大阪府高槻市寿町３丁目７番３号
債務者　下田隆太郎
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０８１号
大阪市西区本田１丁目８番10号美幸ビル201
債務者　上羽　香峰
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０９３号
大阪市東淀川区井高野３丁目11番20―803号
債務者　宮良　　新
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部